

1 いじめ防止についての基本的な考え方

「いじめ」の定義は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調整を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、組織的に判断することが求められている。（岡崎市いじめ防止等のための基本方針より）

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であると考えます。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりえます。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していきます。

児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できるように努めます。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めます。

2 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり、学年づくりを進めます。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットや携帯電話、スマートフォン等の正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。
- オ 児童が教師に相談しやすくなるよう、教師は日頃から児童との良好な関係作りに努め、困っている友達のことを大人に伝えられるように指導します。
- カ PTA総会や学校ホームページによる「本宿小学校いじめ防止方針」の公開をします。
- キ 現職研修による教職員の理解・指導力の向上を目指します。

(2) いじめの早期発見・対応等の取組

- ア 「生活」アンケートや教育相談を定期的実施（学期に2回）するとともに、常時困りごとを伝えやすいように、誰でも相談に乗ってくれるという体制づくり・雰囲気づくりに努めたり、相談箱を設置したりします。またWEBQUを実施分析し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- イ いじめをきっかけとする長期欠席がおきないように、児童の実態の把握に努めます。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。

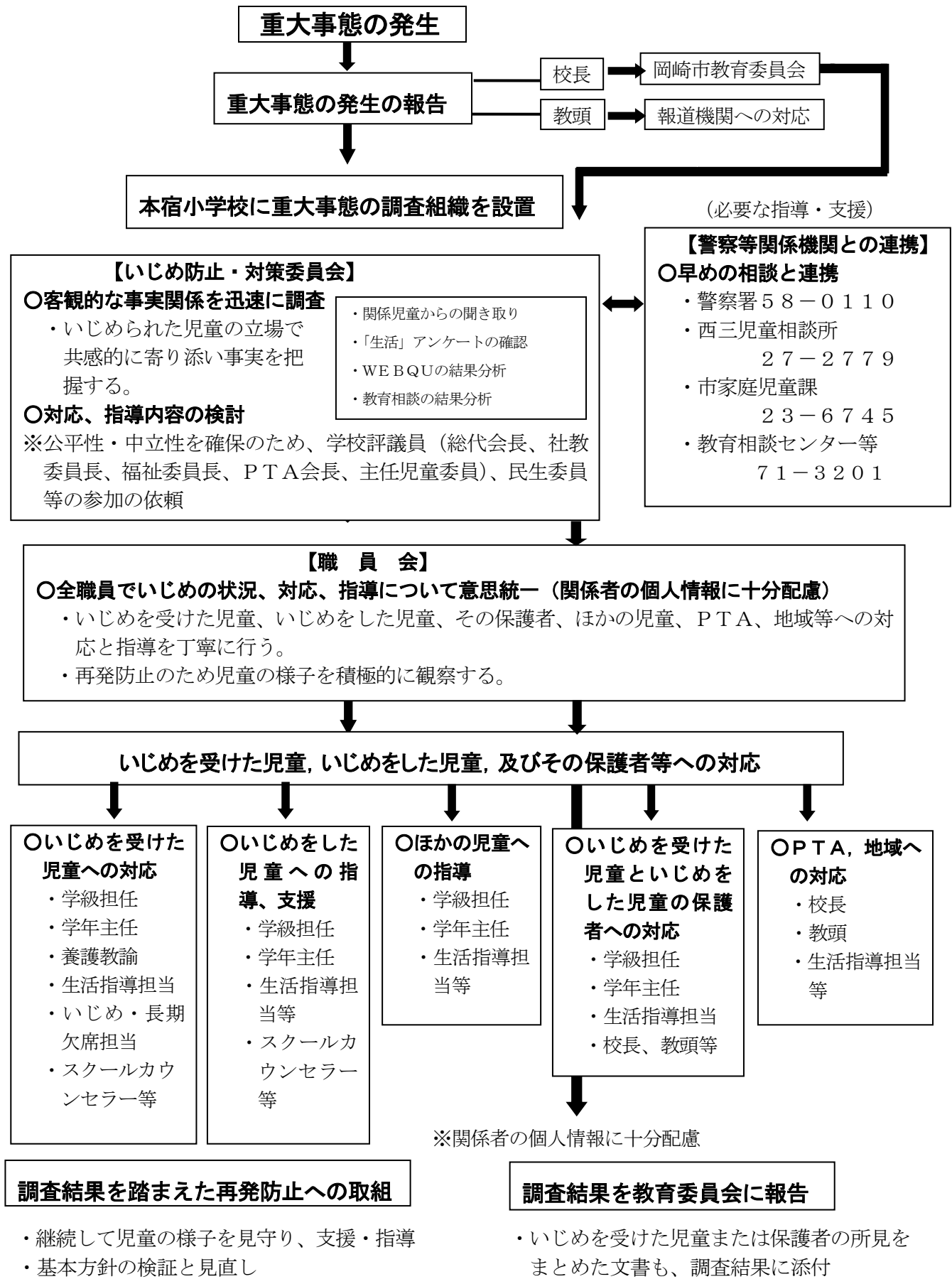
(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたり、いじめを受けている疑いがあると思われたりしたときは、「いじめ防止・対策委員会」を中心に組織的に対応して、被害児童を徹底して守り通すという姿勢で対応します。
 - ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
 - エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- ※いじめ防止・対策委員会構成員 校務・役職・学年主任・特別支援主任・養教・生活指導・SC

3 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、【本宿小学校いじめ重大事態の対応マニュアル】に基づいて対応します。

<本宿小学校いじめ重大事態の対応マニュアル>



<重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）>

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき